


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則の一部 を改正する規則について			区分	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭福祉課長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について（平成26年9月30日付雇児発0930第8号）」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 訓練促進給付金における養成機関への修業形態にかかる規定の改正。 ・原則、通学制としていたものにオンライン学習を追加。 ・通信教育にかかる規定を削除し、「修学する機会の確保に当たって市長が必要と認める場合」を追加。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 生活実態に応じた修学の機会の確保により、ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与することが期待できる。 厚生労働省雇用均等・児童家庭福祉課長通知の一部改正に沿った規則となり、適切な運用が図られる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。